

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。
このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成24 年8月31日付、保医発0831 第5号、平成24 年9月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたので
ご案内申し上げます。

敬白

2012(H24) 年 9 月

[記]

■ 検査方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
EGFR遺伝子検査	2500 点	区分番号「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 (尿・糞便等検査)

【承認された検査法】 Scorpion-ARMS 法によるリアルタイム PCR 法

第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D004-2 (1) の文章後半

「ただし、肺癌における EGFR 遺伝子検査については、再発や増悪により、2 次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。」

の次に

「また、Scorpion-ARMS 法を応用したリアルタイム PCR 法を用いて EGFR 遺伝子検査を実施した場合は、「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定検査を算定する。」

を加える。

項目名	保険点数	区分
クラミジア・トラコマチス核酸検出	210 点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)
淋菌核酸検出	210 点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

【承認された検査法】 TMA 法

第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D023

(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出のイ中

「PCR 法、LCR 法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法又は SDA 法により」

を

「PCR 法、LCR 法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法、SDA 法又は TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法により」
に改める。

次ページに続きます

(2) 淋菌核酸検出のイ中

「DNA プローブ法、LCR 法による増幅と EIA 法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又は SDA 法による。」

を

「DNA プローブ法、LCR 法による増幅と EIA 法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA 法又は TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法による。」に改め、

「なお、SDA 法又は PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法においては咽頭からの検体も算定できる。」

を

「なお、SDA 法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又は TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。」

に改める。

■ 新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体)	390 点	区分番号「D011」 免疫血液学的検査 (免疫学的検査)
血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体)	390 点	区分番号「D011」 免疫血液学的検査 (免疫学的検査)

第2章第3部第1節第1款 D011 中(4)

ア 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM 及び IgA 抗体) 又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG 抗体) はヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。

イ 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM 及び IgA 抗体) 又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG 抗体) を行った場合には、区分番号「D006」出血・凝固検査の「20」血小板第4因子 (PF₄) 及び「D011」免疫血液学的検査の「6」血小板関連 IgG (PA-IgG) の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、区分番号「D011」免疫血液学的検査に係る判断料のみを算定する。

ウ 一連の検査で、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM 及び IgA 抗体) 及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG 抗体) を測定した場合は、一方の点数のみを算定する。

◆ 適用日：2012(H24)年 9月 1日 から適用